育児休業中の利用申請に係る利用決定期間について

日頃より、本市放課後児童クラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、新年度申請を含む、放課後児童クラブ利用申込みにおいて、育児休業を取得中又は取得予定の保護者については、育児休業の取得(予定)期間までを利用決定期間とするようご案内しているところですが、今後は下記のとおり運用を変更しますので、お知らせします。

1　変更内容

区　分	利用決定期間
変更前	育児休業取得中又は取得予定の方は、 育児休業の取得(予定)期間まで
変更後	就労期間に応じて決定(無期雇用の場合は年度末まで)

2　育児休業中の保護者の利用意向に応じた手続きの流れ

育児休業取得中の方

▼

保育施設の入所結果

▼

保育施設の入所が決まった方

▼

引き続きクラブ利用を希望

▼

【手続き不要】

保育施設の入所が決まらなかった方

利用意向に応じて、次のいずれか

↙　↘

クラブ利用を希望しない	クラブ利用を希望
利用中止届(取り下げ)を提出	**手続き不要**

※引き続き放課後児童クラブの利用を希望する場合は、いずれの場合も改めての手続きは不要です。

※利用中止届をご提出されない場合は、利用の有無に関わらず、月額利用料が発生しますのでご注意ください。